

公正証書遺言作成の流れは以下の通りです。

- (1) 遺言書作成の目的や記載内容について、あなたご自身の思いをまとめる。
- (2) 基礎資料を準備する。
- (3) 公証人との事前打ち合わせを行う。
- (4) 証人2人の立会いの下、公証役場で公正証書遺言を作成する。

- (1) 遺言書作成の目的や記載内容について、あなたご自身の思いをまとめる。

あなたが猫ちゃんのために遺言書を作成するのであれば、あなたに万が一のときに、猫ちゃんを大切にしてくれる里親さんを探してもらうことを条件として、信頼できる第三者にあなたの財産を渡す（遺贈といいます）ということを検討されてはいかがでしょうか。

- (2) 基礎資料を準備する。

公正証書遺言の作成で必要となる書類は次の通りです。

- ① あなたご自身の印鑑登録証明書
- ② あなたと相続人との続柄が分かる戸籍謄本
- ③ あなたが財産を相続人以外の人に遺贈する場合には、その人の住民票（遺贈する相手が法人であれば、法人の登記簿謄本）
- ④ 証人予定者（2名）の名前、住所、生年月日及び職業をメモしたもの

なお、あなたが亡くなったときに相続人となる人や受遺者、またその配偶者や直系血族、未成年者は証人になることができません。

- (3) 公証人との事前打ち合わせを行う。

公正証書遺言は、通常、遺言書を作成する人の自宅の最寄りの公証役場で作成します。あなたが公証役場に行けない場合は、自宅や病院、介護施設等で作成することも可能です（その場合、公証人が出張することになるため、別途日当・交通費等が必要となります）。

※公証役場に支払う手数料は、遺言の対象となる財産価額とその分け方によって計算されます。

遺言の対象となる財産価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1000万円以下	17,000円
1000万円を超え3000万円以下	23,000円
3000万円を超え5000万円以下	29,000円
5000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	43,000円に5000万円まで毎に1万3000円を加算
3億円を超え10億円以下	95,000円に5000万円まで毎に1万1000円を加算
10億円を超える場合	24万9000円に5000万円まで毎に8000円を加算

公正証書遺言の作成手数料は、遺言に記載する財産の価額を基準として計算します。遺言は、相続人・受遺者ごとに別個の法律行為になります。したがって、各相続人・各受遺者ごとに、相続させ又は遺贈する財産の価額により目的価額を算出し、それぞれの手数料を算定し、その合計額がその証書の手数料の額となります。

ただし、遺言加算という特別の手数料があり、1通の公正証書遺言における目的価額の合計額が1億円までの場合、1万1,000円を加算すると規定されています。遺言者が病気等で公証役場に向くことができない場合、公証人が出張して公正証書遺言を作成しますが、この場合の手数料は、通常手数料額の1.5倍となります。作成された公正証書遺言の原本は、公証人が保管しますが、保管のための手数料は不要です。

- (4) 証人2人の立会いの下、公証役場で証書を作成

作成の当日は、本人と証人2名が公証役場に向きます。本人が公証役場に行けない場合は、公証人と書記、証人が出張します（本人の家族等、関係者も同行できますが、作成時は原則としてその場に同席できません）。

作成時は、本人と証人2名の前で公証人が遺言の内容を読み上げ、内容に問題がなければ、本人と証人2名が証書に署名・押印します（本人は実印、証人2名は認印でも可）。

公正証書遺言が完成すると、原本は公証役場が保管し、正本と謄本が本人に手渡されます。あらかじめ用意した手数料を現金で公証役場に支払います。